

25 森林整備法人の支援について

(農林水産省、総務省)

【内容】

- (1) 「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書を踏まえ、将来にわたり継続的な林業公社経営が行えるよう、国による支援策を拡充し継続すること。
- (2) 日本政策金融公庫等からの借入に対する利子負担軽減のための支援を行うこと。
- (3) 高齢級（8 齢級以上）間伐等に対する補助制度の拡充、間伐事業の定額助成制度の拡充及び長期継続支援など、森林整備事業等の事業コスト削減のための支援を行うこと。
- (4) 路網整備の定額助成制度の長期継続支援など、収益性向上にむけた支援を行うこと。

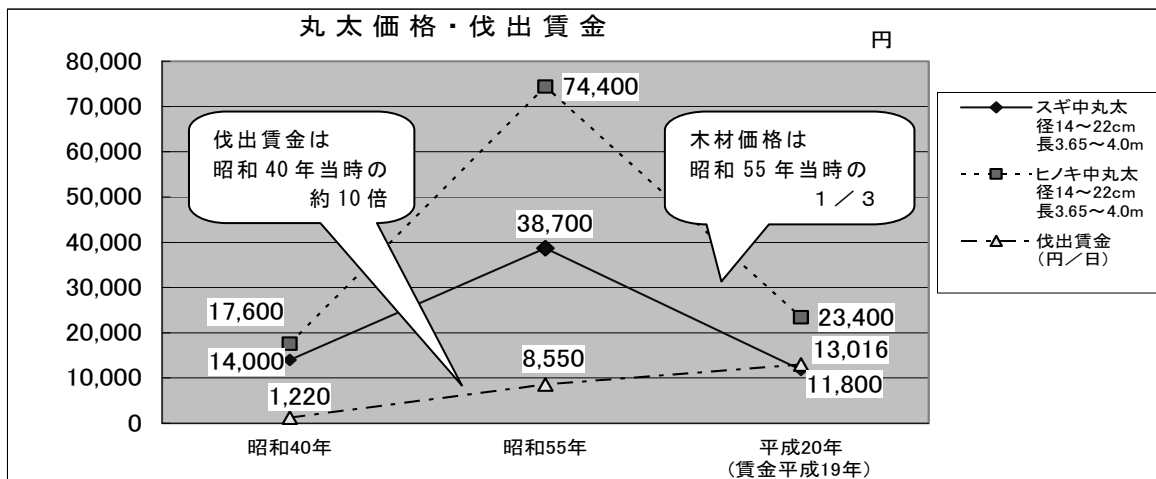
(背景)

- 森林整備法人(本県：愛知県農林公社)が実施している分収林事業は、国の指導のもと、森林所有者では整備が進みがたい地域において拡大造林を推進してきた。
- 木材価格が昭和55年当時の1/3にまで下落していることから、将来の収益が見込まれず法人経営の先行きは厳しくなっている。
- また、分収林事業は事業開始から伐採収入を得るまでに長期間を要し、その間、補助金を除き大半を日本政策金融公庫等からの借入により事業を実施していることから、利子負担が森林整備法人の経営を圧迫し、元金の償還も危ぶまれる状況にある。
- このため、利子負担の軽減、間伐を始めとする森林整備等の事業コストの削減、収益性向上に不可欠な路網の整備等に対する支援を拡充・継続し、将来にわたって公社経営が行えるよう取り組むことが重要である。
- こうした状況は全国的な問題であり、国は平成20年度に、地方との協議の場として「林業公社の経営対策等に関する検討会」を設置し、平成21年6月30日に協議結果を踏まえた報告書を出した。
- この報告書では、国の支援策として「国は、都道府県と連携し・・・将来にわたり継続的な林業公社経営が行えるよう、利子負担軽減策、事業コスト削減、収益性の向上に向けた支援策を拡充するとともに、継続的に講ずる必要がある。」としている。

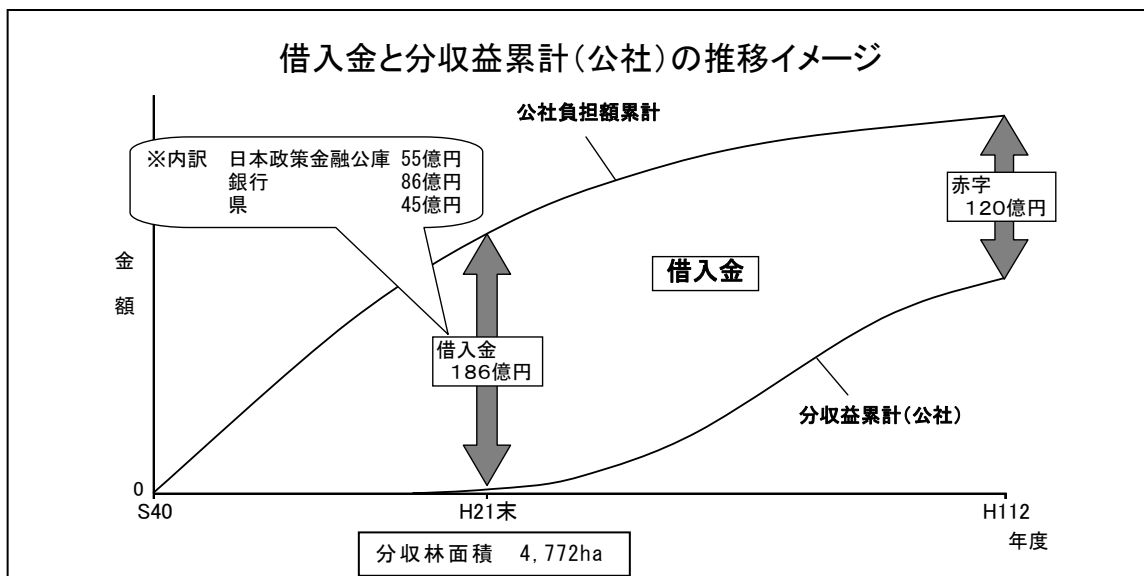
(参 考)

<愛知県農林公社 分収林事業の状況>

1 丸太価格と伐出賃金



2 借入金と分収益累計



3 改革プランの策定

本県は、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成20年4月1日施行)に基づき「愛知県出資法人等経営検討委員会」を設置し、この委員会が提示した「改革案」を受け「改革プラン」を策定した。

公社は、この「改革プラン」を受け「農林公社経営改善計画」を改訂し経営改善に取り組む。

<改革プランの主な内容>

- ・採算林、不採算林の仕分け及び契約継続の検討
- ・長期収支改善 (高性能林業機械の活用、流通経費の削減、長伐期化への変更契約)
- ・国の支援策の創設要望とその活用
- ・新財源の導入 (二酸化炭素吸収量の販売の検討等) 等

上記を行い、平成24年度に長期収支を作成し、今後の公社のあり方の検討等